

令和3年第4回

# 茅ヶ崎市議会定例会議会議案

令和3年12月14日提出

目

次

議会議案第13号	茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例-----	1
----------	---	---

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び茅ヶ崎市議会会議規則第  
16条の規定により提出する。

令和3年12月14日

茅ヶ崎市議会議長  
加藤大嗣様

提出者 茅ヶ崎市議会議員

若田ほしみ

賛成者 茅ヶ崎市議会議員

小島暁己

同

青木浩

同

滝口友美

同

広瀬忠夫

同

岸正明

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が未だ収束していない現下の社会状況に鑑み、令和4年6月に支給する市議会議員の期末手当の支給割合を引き下げするため

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和2年12月」を「令和4年6月」に、「100分の230」を「100分の210」に、「100分の224」を「100分の200」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。